

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年5月29日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「組織犯罪」と聞くと、以前は暴力団関係者による事件というイメージが強かったが、近年、知人や家族が共犯関係となる凶悪事件の発生が目立ち、「組織犯罪」や「犯罪集団」は、小さなコミュニティで形成されるようになってきたと感じる。また、全国的には、依然として小さな子供が被害に遭う事件・事故が発生していることから、社会の変化に合わせた取組を推進し、落ち着いた社会の実現を目指してほしい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 審査基準（犯罪被害者等給付金の支給についての裁定）の一部改定について

警察本部から、「犯罪被害者等給付金の裁定（法第11条～公安委員会による裁定）については、行政手続法第5条に基づき「審査基準」を定め、これを公にすることにより、条文の解釈や判断基準を明らかにし、審査の公正と透明性を確保しており、審査基準は、警務部県民課の事務室（情報公開センター）及び各署に備え付け、請求があれば公開できるようにしている。この度、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則が一部改正（令和6年3月15日公布、同4月1日に施行）されたことに伴い、当県の審査基準も改定する必要性が生じた。施行規則の改正概要については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）が、令和6年4月1日に施行され、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった支援も取り入れた新たな支援の枠組みが構築され、同法附則により、売春防止法の第3章「補導処分」が削除され、婦人補導院の根拠法となる婦人補導院法も廃止となったほか、施行規則第15条の2において、重傷病給付金（又は遺族給付金）の休業加算額の算出に当たり、休業日数の算定から除くものとして、「売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容された場合」の収容日数があることから、同部分が削除された。これを受け、当県の審査基準の「犯罪被害者給付金についての裁定」においても同様の規定があることから、関連する部分を一部改定することとし、休業加算額を算定する際の休業日数から除く場合として規定していた、「売春防止法の規定による補導処分として婦人

補導院に收容されていた日」の部分を削除するほか、その他一部表記についての是正を行うものである。」旨の報告があった。

○ **警察あて苦情の受理・処理状況について(令和6年4月末現在)**

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年4月中の受理は2件で、内容は、パトカー等の走行等に関するもの1件、その他1件であった。4月中における処理は、4件であった。」旨の報告があった。

【その他】

- 警察本部から、豚熱の発生についての報告があった。

■個別会議

○ **監察課**

監察課業務報告

○ **留置管理課**

令和6年度岩手県留置施設委員会委員の任命についての説明、決裁

○ **運転免許課**

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ **県民課**

釜石警察署協議会委員の辞職に伴う解嘱及び後任者の推薦に伴う委嘱についての説明、決裁

○ **総務課**

公安委員会あて苦情に係る調査結果及び処理結果の通知についての説明、決裁